(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)に基づき市長が行う低炭素建築物新築等計画(以下「計画」という。)の認定及び変更の認定(以下「認定等」)に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

- 第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。
- 2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その 内容については、次のとおりとする。
- (1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域において、次の各号のいずれかに掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。
 - ア 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条に規定する緑地保全地域
 - イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
 - ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域
 - エ 生産緑地法 (昭和49年法律第68号) 第3条第1項に規定する生産緑地地区
 - オ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項各号の計画(地区計画等)
- (2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域において、次の各号のいずれかに掲げる協 定が締結されている場合は、その協定に適合するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定
 - イ 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定
- (3)都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

(事前審査)

- 第3条 計画の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を依頼し、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(別記様式第1号。以下「適合証」という。)の交付を受けるものとする。
- 2 前項に定める適合証は、法第54条第1項第1号に定める認定基準について、次の各号のいずれにも適合することを証したものであること。

- (1) 外皮性能の基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、市長に申請書を提出しようとするときは、あらかじめ第2条第2項に定める基準に規定している地区計画等、建築協定に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

(認定申請)

- 第5条 申請者は、計画の認定を受けようとするときは、都市の低炭素化の促進に関する法 律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)第41条第1項 に規定する申請書に同項の表に定める図書を添えて市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申出を行おうとする場合は、申請者は、前項の 認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に 提出するものとする。
- 3 前項の申出については、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準(建築基準法第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)又は特定増改築構造計算基準(確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)への適合性の確認について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が建築基準法第6条第4項に規定する審査をする場合には、あらかじめ当該審査を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

- 第6条 申請者は、省令第41条に定める図書のほか、次に定める図書を提出するものとする。
 - (1) 適合証
 - (2)第2条第2項に定める基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書等の写し又は届出書等(受付印等のあるもの)の写し

(認定の通知)

第7条 市長は、計画の認定をするときは、省令第43条第1項及び第2項の規定により、 申請者に認定通知書を交付するものとする。

(計画の変更申請)

- 第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、省令第45条に 規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、第2条から前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取下げるときは、取下げ届出書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第10条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定を受けた計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書(別記様式第3号)に第7条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けた認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

(完了の報告等)

- 第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の建築士の確認を受け、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、認定等の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書 (別記様式第6号)を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第13条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書(別記様式第7号)により行う ものとする。

(認定の取消し)

第14条 法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。